

第3号議案

鳥取県教育旅行誘致協議会 部会設置要項

1. 趣旨

この要項は、鳥取県教育旅行誘致協議会（仮称）会則第17条第3項の規定に基づき、部会の設置、運営に関する事項を定めるものとする。

2. 部会の種類とテーマ

部会は下表の4部会を設置するものとし、取り組む主要テーマは右記のとおりとするが、各部会での話し合いにより追加、修正等が可能とする。

部会名	主要テーマ
体験学習部会	<ul style="list-style-type: none">・教育旅行の受入に必要な知識、技術の習得に係る研修会等の実施に関する事・魅力のある体験系メニューの研究開発に関する事・体験メニューの組み合わせによる魅力的なプログラムの作成に関する事・受入対応マニュアルの策定に関する事・安全ガイドラインの策定に関する事
旅館ホテル部会	<ul style="list-style-type: none">・教育旅行の受入に必要な知識、技術（安全対策、アレルギー対策等）の習得に係る研修会等の実施に関する事・教育旅行特有の受入に対応できる受入体制の拡充に関する事・受入対応マニュアルの策定に関する事・安全対策、アレルギー対策等のガイドラインの策定に関する事
民泊部会	<ul style="list-style-type: none">・教育旅行の受入に必要な知識、技術の習得に係る研修会等の実施に関する事・受け入れ可能な民泊を増やすための方策の検討に関する事・受入対応マニュアルの策定に関する事・安全対策、アレルギー対策等のガイドラインの策定に関する事
誘致部会	<ul style="list-style-type: none">・効果的な誘致活動の検討に関する事・プロモーション活動、情報説明会、キャラバン等の計画、実施に関する事・学習テーマ、モデルコース、新メニュー提案などプロモーション素材の開発、企画調整・教育旅行ガイドブックの改訂・作成に関する事

3. 部会参加登録方法

(1) 部会への参加を希望する場合は、鳥取県教育旅行誘致協議会所属部会希望調書（様

式A) を事務局に提出するものとする。

(2) 複数の部会への参加登録もできるものとする。

4. 部会の構成

(1) 部会には部会長 1 名及び副部会長 1 名を置き、部会運営に当たるものとする。

(2) 部会長、副部会長は部会員の互選により選出する。

5. 部会の開催、運営

(1) 部会は部会長が招集する。

(2) 部会の事務局は、協議会事務局が担当する。

6. その他

(1) この要項は、設立総会で承認が得られたときに発効する。